

ボートレース鳴門本場ライトアップ照明設置業務
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和4年2月22日（火）
参加表明書等提出期間	令和4年2月22日（火）～3月7日（月）
質問受付期間	令和4年2月22日（火）～3月1日（火）
最終回答日	令和4年3月3日（木）
参加資格確認結果の通知	令和4年3月9日（水）
提案書等提出期間	令和4年3月10日（木）～令和4年4月5日（火）
審査結果通知予定日	令和4年4月中旬頃
契約締結	令和4年4月中旬頃

※日程は都合により変更する場合があります。

1. 業務の概要

- (1) 業務名 ボートレース鳴門本場ライトアップ照明設置業務（以下「本業務」という。）
- (2) 目的 老朽化したボートレース場を平成28年に建替え、景観を刷新した。接道する県道や四国の玄関口になる高速道路からの景観の向上は、鳴門市の魅力度アップ、ボートレースのイメージアップに繋がり、市民の誇りや観光資源になっていく。
ボートレース鳴門を鳴門市のランドマークとして更に魅力有る施設となるよう独創性のあるライトアップを実現するため、提案及びレース開催しながら安全かつ高品質な業務遂行を求めるものである。
- (3) 業務内容 本業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日～令和4年10月31日
- (5) 金額上限 22,500,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 担当部署 担当課：鳴門市企業局 ボートレース事業課
住所：〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1
TEL：088-685-8111 FAX：088-685-0342
Mail：br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

2. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 単体の法人であること。また、1者につき1提案とする。
- (2) 建物の外部照明の設計及び設置のどちらかにおいて実績を有していること。
実績は、元請として国または地方公共団体が発注したもので、既に完了しているものに限る。
尚、内容としては外壁のライトアップによる夜間の景観の向上を目的とし、規模は幅20mまたは高さ10m以上のものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にG408（屋外・舞台照明器具）があること。
 - ② 上記①に該当しない者で、別紙1に示す物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (5) 鳴門市請負者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。

3. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式10）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年 3月7日（月）午後4時
- (2) 提出先
 - 1.（6）に掲げる担当部署
- (3) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ② 提案者の概要及び実績の略歴（様式2）
実績とは同種業務及び類似業務のことを指し、同種業務とは外部照明における設計から設置まで一体的に実施する業務のことをいいます。（工事も可）

また、類似業務とは外部照明における設計単体、設置単体を実施する業務を
いいます。(工事も可)

- ③ 別紙1に記載の書類(鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登
載されている者は不要)

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。)

4. 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について本市から説明を求められた場合、参加表
明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和4年3月9日(水)までに通知する。

なお、本通知が令和4年3月10日(木)正午時点においても届かない場合は、
必ず「1.(6)担当部署」に問い合わせること。

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実
施に関する事項に限ることとし、それ以外の内容と判断した質問には回答しない。

(1) 提出期限

令和4年3月1日(火)午後4時まで(必着)

(2) 提出先

1.(6)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

質問書(様式3)により、持参、郵送又はファクシミリで提出すること。

※ 必ず着信の確認を行うこと。ただし、口頭、電話等による質問及び受付期間外
の質問書の提出には応じない。

なお、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

(4) 回答方法

令和4年3月3日(木)までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

6. 提案書等の提出

提案書等を作成するにあたっては、別紙2の作成要領を参照すること。

(1) 提出期限

令和4年3月10日(木)～令和4年4月5日(火)午後4時まで(必着)

(2) 提出先

1.(6)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

(郵送の場合は、書留郵便とし提出期限日時までに必着のこと。)

(4) 提出書類

① 公募型プロポーザル企画提案書(様式4)

② 企画提案内容(任意様式)

③ 業務スケジュール(任意様式)

④ 見積書(様式5)

(5) 提出部数

①紙媒体 8部(代表者印押印のもの1部と写し7部)

写しについては、代表者印押印のものと同様とみなし、「ボートレース鳴門本場ライトアップ照明設置業務」に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の各委員にそのままの状態で配布するので、内容の確認は申請者の責任において行うこと。

(6) プレゼンテーション

行わない。

7. 提案書等の取り扱い

(1) 提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 参加表明書が提出されていても提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものとみなす。

8. 提案書等の審査

(1) 審査方法及び受託候補者の決定

① 提案書等の審査及び評価は、審査委員会における書面審査とする。プレゼンテーションによる審査は行わない。

なお、評価項目・配点等の基準については、別紙3のとおりとする。

② 最終評価点の合計が最も高かったものを受託候補者とする。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、別紙3の評価区分No.1～3の評価点の合計が当該項目の満点の6割以上である場合のみ受託候補者として決定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は参加表明者全員に対し行い、候補者決定後、速やかに通知する。
- ② 審査の結果は後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。
公表の内容は審査委員会の日時及び審査委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目及び合計点等とする。

(3) 契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。
なお、契約交渉が不調となったときは次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された業務提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 提案書等の作成様式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格（見積書）が、1.（5）に掲げる予算規模を超過したとき。
- (4) 提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザルの手続きの過程で、2. の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (7) 次のいずれかの行為を行ったとき。
 - ① 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
 - ③ 受託候補者選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

10. 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、業務提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

11. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利が生じても本市はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用等、必要な対策を講じること。

- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由があっても返還はしない。
- (4) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならないものとする。
- (5) 書類の作成、提出及び審査等に係る費用は参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は事由発生後、速やかに「プロポーザル参加辞退届」(様式10)を持参又は郵送により提出するものとする。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。
- (7) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れのある情報については、決定後の公開とする。
- (8) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受注者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (9) 企画提案書の提出後、市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (10) 企画提案書の内容が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (11) 本企画提案に関して、追加や修正すべき情報があった場合には、鳴門市公式ウェブサイトに記載するものとする。

12. 問い合わせ先

担当課 : 鳴門市企業局 ボートレース事業課
担当 : 谷本
住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 48-1
TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342
Mail : br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp